

身体拘束適正化の為の指針

楠病院 身体拘束・虐待防止委員会

(厚生労働省・身体拘束廃止. 防止の手引き参照)

令和7年6月1日

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者様の自由を制限する事であり、尊厳ある生活を阻むものです。患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の 3 要素を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

患者本人または他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行い以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

① 患者様主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や対応等で患者様や利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③ 患者様の思いをくみ取る、患者様の移行に沿った支援を提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応を行う。

④ 利用者の安全を確保する観点から、患者様の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束・虐待防止委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

2. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束・虐待防止委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束・虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

① 設置目的

- (ア) 病院内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

委員会は各部署からそれぞれ1名。

委員会は上記構成委員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他患者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は各部署で協議しその後身体拘束・虐待防止委員会に報告する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について個別支援計画等に記載し、患者及び家族に対して現場責任者が説明を行い「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」を似て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束・虐待防止委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。
各部署では週に1回カンファレンスを行い必要性について再検討し記録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束などを行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束など身体拘束・虐待防止委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は、スタッフよりご家族に身体拘束等解除について説明する。

(エ)緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う時は、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束・虐待防止委員会において協議する。
- ② ご家族への説明は翌日までにスタッフが言い同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の専門性に基づくアプローチから、各職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(委員会委員長)

身体拘束廃止・適正化の検討に関わる全体責任者

- ① 身体拘束・虐待防止委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(看護師・介護士)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ② 患者の尊厳を理解する
- ③ 患者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 患者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 患者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する